

産業厚生常任委員会資料

令和7年5月15日
都市整備部
土木課

目 次

加東市公園施設長寿命化計画の見直しについて・・・P 1

加東市公園施設長寿命化計画の見直しについて

1 趣旨

加東市では、公園施設を適正に維持管理するため、平成26年度に加東市公園施設長寿命化計画（以下、「計画」という。）を策定し、令和元年度に計画の見直しを実施しました。

見直しから5年が経過し、施設の劣化・損傷状況の調査を踏まえ、再度、計画の見直しを実施しました。

2 策定のフロー

①予備調査	健全度調査に先立ち、公園施設の分類(予防保全、事後保全)、調査シートの作成等を行った。
②健全度調査・判定	予備調査で予防保全型施設と分類したものについて、現地で詳細な調査・判定を行った。あわせて、事後保全型施設と分類したものについても、点検を行った。
③計画策定	健全度調査の結果を踏まえ、公園の維持管理の基本方針、長寿命化対策の予定時期や内容を取りまとめた長寿命化計画として整理した。

3 計画概要

計画期間	令和7年度～令和16年度（10年間）		
対象公園数	49公園（別紙1のとおり）		
対象施設数	予防保全型施設 (558施設)	A判定	243
		B判定	278
		C判定	36
		D判定	1
	事後保全型施設		1,560
合計		2,118	

4 計画書

別紙2のとおり

【対象公園一覧】

番号	公園名	種別
1	なかよし公園	街区公園
2	わんぱく公園	街区公園
3	行里公園	街区公園
4	地蔵公園	街区公園
5	駅前公園	街区公園
6	八之坪公園	街区公園
7	闘竜すくえあ	街区公園
8	香りの樹公園	街区公園
9	朝日ヶ丘公園	街区公園
10	いきいき公園	街区公園
11	夕日ヶ丘公園	街区公園
12	滝ノ上公園	街区公園
13	やしろ児童公園	街区公園
14	上中第一公園	街区公園
15	上中第二公園	街区公園
16	佐保ちびっ子公園	街区公園
17	千鳥ヶ丘公園	街区公園
18	大歳公園	街区公園
19	清水公園	街区公園
20	上中小池公園	街区公園
21	ライジン公園	街区公園
22	南山第1号街区公園	街区公園
23	南山第2号街区公園	街区公園
24	南山第3号街区公園	街区公園
25	南山第4号街区公園	街区公園
26	関戸公園	街区公園
27	天神西公園	街区公園
28	桜ヶ丘公園	街区公園
29	姫滝公園	街区公園
30	千原公園	街区公園

番号	公園名	種別
3 1	憩いの森公園	街区公園
3 2	嬉野台幼児遊園	街区公園
3 3	ひょうご東条インターチェンジ記念公園	都市緑地
3 4	社中央公園	近隣公園
3 5	ゆめのくにこうえん	近隣公園
3 6	星の里公園	近隣公園
3 7	平池公園	総合公園
3 8	状ヶ池公園	その他公園
3 9	ヤシロメモリアルガーデン	その他公園
4 0	ひろのが丘公園	その他公園
4 1	花折街角公園	その他公園
4 2	東野街角公園	その他公園
4 3	中学校裏山公園	その他公園
4 4	コミセン公園	その他公園
4 5	大畑川改修記念公園	その他公園
4 6	弥谷池公園	その他公園
4 7	ポケットパーク曾我	その他公園
4 8	千鳥川桜堤公園	その他公園
4 9	三角公園	その他公園

加東市公園施設長寿命化計画



令和7年3月

加 東 市

1. 公園施設長寿命化計画策定の背景と目的

(1) 背景

加東市では、住民が身近に使える街区公園、近隣公園をはじめ、レクリエーション施設の充実を図る総合公園や緑の拠点となる都市緑地の整備を進めている。現在、市では令和元年度に「加東市公園施設長寿命化計画」の見直しを行ったが、社会資本整備総合交付金の制度が拡充されたことにより、再度、計画の見直しを図る必要がある。

(2) 目的

国の動向をふまえ、以下の4つを主な目的として加東市公園施設長寿命化計画を策定する。

■長期的な公園機能の安全性の確保

点検、補修、更新を計画的に進めることで、公園機能を保全し、安全を確保する。

■補修および更新費用の平準化

予防保全型管理^{※1}を導入し、損傷が顕在化する前から補修および更新を計画的に実施することで、補修等に要する費用の平準化を図り、年度ごとの財政的負担の差を縮小する。

■長寿命化によるコスト削減

これまでの事後保全型管理^{※2}から予防保全型管理に転換することで、公園施設の長寿命化を図り、中長期的な維持管理費用の削減を図る。

■費用削減に資する新たな取組方針の明記

長寿命化計画をより効果的に進行していくために、統合型地理情報システムの利活用や公園施設の再編・集約化に向けた方針を整理する。

※1 予防保全型管理：施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長寿命化させることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法

※2 事後保全型管理：施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法

2. 計画対象公園

遊戯施設をはじめとした施設の安全性の確保、ライフサイクルコストの削減を目的に、加東市が管理する公園のうち、都市公園 37 箇所とその他公園 12 箇所、合計 49 箇所を対象とした。

表 1 計画対象公園一覧

種類		公園数
都市公園	街区公園・都市緑地	33
	近隣公園	3
	総合公園	1
その他公園		12
合計		49

3. 対象公園施設数

公園内に設置された全ての施設の設置状況を整理した。公園施設のうち、45%が管理施設であった。次いで、休養施設が20%、園路広場が17%であった。また、対象施設で予防保全型管理を行う候補施設と事後保全型管理施設に分類した。

表2 対象公園施設数

公園施設種類	園路 広場	修景 施設	休養 施設	運動 施設	遊戯 施設	便益 施設	管理 施設	教養 施設	総計
施設数	358	89	426	2	154	80	943	66	2,118
割合	17%	4%	20%	0%	7%	4%	45%	3%	100%

表3 主な公園施設一覧

公園施設種類	主な施設
園路広場	デッキ、縁石、階段、橋梁、舗装等
修景施設	築山、花壇、水流、石組、池、飛び石、噴水等
休養施設	シェルター、パーゴラ、ベンチ、四阿、野外卓等
運動施設	ゲートボール場、バスケットボール場等
遊戯施設	スプリング遊具、ジャングルジム、すべり台、健康遊具、造形遊具、鉄棒、ぶらんこ、複合遊具等
便益施設	時計台、自転車置き場、手洗場、水飲み場、便所等
管理施設	掲示板、照明施設、擁壁、車止め、柵、引込柱、散水施設、くず箱、倉庫、側溝、各種設備等
教養施設	記念碑等

表4 予防保全と事後保全の分類結果

管理類型	施設数
予防保全型管理を行う候補施設	558
事後保全型管理施設	1,560
総計	2,118

4. 健全度調査・判定基準

予防保全型管理を行う候補施設について、健全度調査を実施し、健全度判定を行った。
全2,118施設のうち、健全度調査対象は558施設である。

表5 健全度判定における総合評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化がある。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

表6 施設種別

種別	施設の内容
一般施設 A	照明施設、引込柱、時計、門、柵
一般施設 B	ステージ、記念碑等、噴水等
一般施設 C	休憩所、四阿、パーゴラ※製品でない場合は建築物として扱う
遊具 A	太鼓梯子、鉄棒、スプリング遊具、砂場、等これに類似した遊具、健康遊具
遊具 B	ジャングルジム、すべり台、2連ブランコ、等これに類似した遊具
遊具 C	ロープウェイ、4連ブランコ、等これに類似した遊具
小型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が 100m ² 未満
中型複合遊具	上記の面積が 100m ² 以上 300m ² 未満
建築物	面積 10m ² 以上の建築物
土木構造物	橋梁 (L10.0m 以上、ただし鋼橋は全て)、木橋等

表7 健全度調査結果

施設種別	A	B	C	D	総計
一般施設 A	207	118	16	0	341
一般施設 B	10	7	0	0	17
一般施設 C	9	27	6	0	42
遊具 A	5	71	2	0	78
遊具 B	2	27	5	0	34
遊具 C	0	1	0	1	2
小型複合遊具	0	11	3	0	14
中型複合遊具	0	4	1	0	5
建築物	9	8	3	0	20
土木構造物	1	4	0	0	5
総計	243	278	36	1	558

5. 加東市におけるこれまでの維持管理状況

加東市では、全ての公園を対象として、日常的に施設巡視及び清掃活動を実施している。

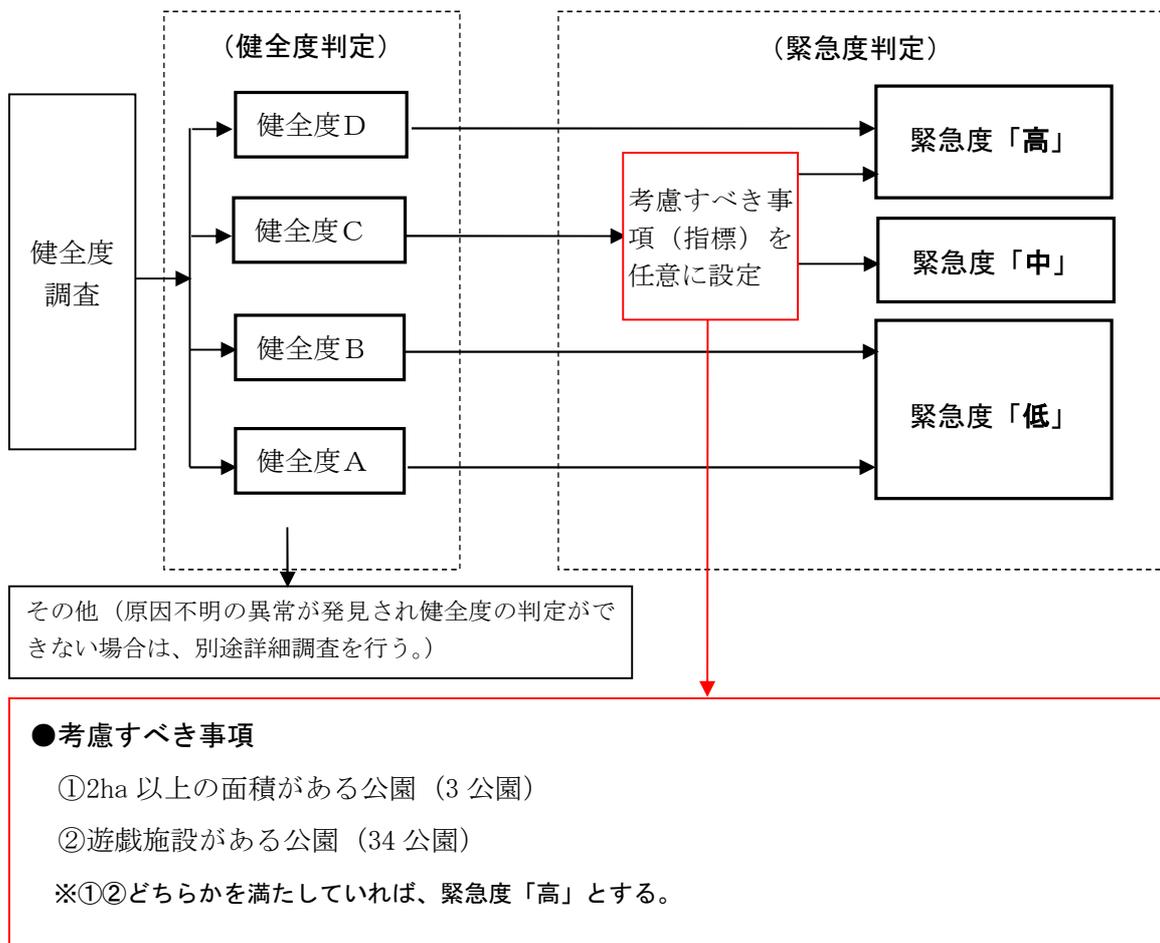
また、安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう、日常及び定期的な施設点検と補修等の保守管理を行っている。

一部の公園では、清掃や簡易な除草などを地区に委託し、地域住民も含めた維持管理を行っている。

日常点検や清掃等の活動により施設の健全化を維持するとともに、巡回時に異常が認められた場合や利用者からの通報や届け出がある場合には、市職員が対応することにより適切な維持管理に努めている。

6. 緊急度の判定

下に示す判定フローに従い、健全度判定の結果をもとに緊急度を評価した結果、全 558 施設のうち、緊急度「高」は 14 施設、緊急度「中」は 23 施設、緊急度「低」は 521 施設である。



出典)「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】」平成30年10月

図1 緊急度判定のフロー

7. 計画の方針

(1) 日常の管理方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、これまで実施してきた維持管理体制を継続するとともに、巡回・点検計画や清掃管理計画など維持管理計画の導入により、公園施設の機能保全と安全性を維持する。特に点検項目・頻度等の過不足について継続的に見直し、必要に応じて維持管理計画を修正する。

1) 一般施設、土木構造物

公園の巡回や日常点検等で劣化や損傷を発見または確認した場合は、施設の利用禁止もしくは直ちに補修を行うなどの迅速な対応に努める。

2) 遊戯施設

日常点検と年2回の定期点検により劣化や損傷の早期発見に努めるとともに、遊具点検業者との委託契約による3年に1回の詳細点検により、公園利用者に対する安心・安全の充実に努める。

3) その他、清掃

公園の定期的な巡回活動により施設の健全化を維持し、公園内のゴミの散乱防止・回収に努めるとともに、トイレ等については定期清掃スケジュールに則り、清掃美化に努める。

表 8 点検実施体制

点検の種類		目的・内容	頻度	実施者
日常点検		日常的に行う巡回時に、主として目視・触診、必要に応じて打診・聴診することにより、異常の有無を確認する。	常時	市職員
定期点検		施設の異常等の有無を調べるために定期的に行う点検		
遊具	通常点検	可動部、チェーン、ロープ、ネット等の消耗しやすい部材の点検及び交換等を行うことを目的として実施する。	年2回を標準とする	市職員
	詳細点検	基礎部や柱、梁等の主要構造部材及び接合部等、施設の構造上で重要な部分の劣化や経年劣化による安全規準の適合状況について確認することを目的として実施する。	3年に1回を標準とする	外部業者へ委託
公園施設 (遊具以外)		施設の作動、損耗状況、変形等の異常について、利用者への安全面を考慮した点検を実施する。	年1回を標準とする	市職員

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

「予防保全型」に分類した施設については、定期的な健全度調査により劣化損傷状態を確認するとともに、予防保全型対策により施設の長寿命化及び修繕、撤去・更新に係る費用の低減と安全性の確保を図る。

「事後保全型」に分類した施設については、公園巡回や日常点検により公園機能の保全と安全性を維持するとともに、劣化損傷を確認した時点で撤去・更新を行う。

(3) 年次計画の作成

公園施設長寿命化計画においては、適正な維持管理により施設の長寿命化を図り、目標管理水準を確保できなくなる時点で更新するため、施設ごとに使用見込み期間（＝更新年数）を設定する。

施設更新に係る年次計画策定にあたっては、公園を利用する子どもの安全性を最優先に考慮し、下記のようなルールを設定した。

【更新費のルール】

- ①D 判定施設は初年度に全て計上
- ②C 判定施設のうち、使用見込み期間を超過した施設は初年度に全て計上
- ③C 判定施設のうち、使用見込み期間を超過していない施設については2年目以降に年間3,000万円程度になるように前倒しで更新
※ただし社中央公園のテラス（野外ステージ）は高額なため、前倒しの更新は行わない。
- ④B 判定施設のうち、社会資本整備総合交付金の交付対象でかつ使用見込み期間の超過率順に更新を行う。
(年間3,000万円程度になるまで)

【補修費のルール】

- ①2025～2029年度（1～5年目）に更新する施設については更新前に補修費を計上しない。（更新後は補修サイクルに基づき計上）
- ②2030年度（6年目）以降に更新する施設については、補修費を計上する。

【応急処置費^{※3}のルール】

- ①更新のルールに基づき平準化を行った結果、更新年度が5年目以降に来る場合は初年度に応急処置費を計上する。

※3 本計画における応急処置費とは、健全度調査にてC判定となった施設に対して、C判定部位を改修・改築の修繕を行う場合の費用のことを指す。

8. 公園施設長寿命化計画の策定

公園施設は公共土木施設等と比べ施設規模が小さいため、個別施設での検証となるライフサイクルコストの縮減効果は小さい。しかし、長寿命化計画にもとづく定期的な点検実施および適切な補修・修繕・更新を行うことにより、施設更新時まで維持管理水準を維持できることから、施設の機能保持と安全性の確保を目標とした維持管理を実施する。

また、49公園の年次計画（修繕、更新費用）は以下に示すとおりだが、実施にあたっては定期的な点検結果や具体的な利用実態、地域のニーズ等を考慮しながら更新年次を分けるなどし、事業規模の適正化を図る。

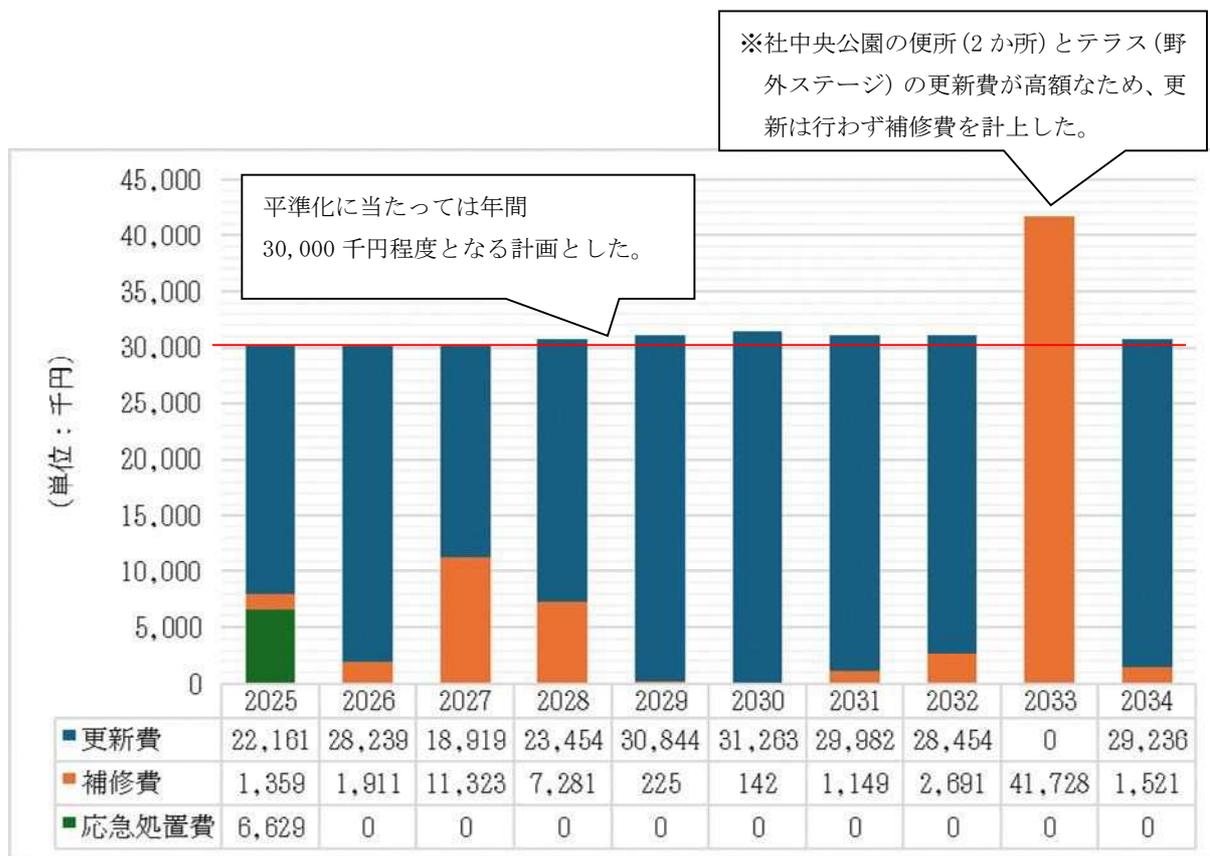


図2 公園施設長寿命化計画の年次計画（年度別対策費）

9. 公園施設長寿命化計画の見直し

当面は、本計画で定めた維持管理方針により施設管理を行い、長寿命化計画の見直しが必要となった時点（対策費用の見込みが大きく変わり、計画で定めた内容から著しく乖離して、長寿命化計画の運用に支障が生じた場合など）で、長寿命化計画の見直しを実施する。

また、長寿命化対策の実施内容は、実際に行った維持管理の内容を踏まえて、ローリング方式（PDCA）により毎年適宜修正・補完していく。

■施設管理データの作成と管理の徹底

毎年の施設点検及び対策実施の履歴データの管理を徹底することにより、効率的かつ計画的な公園管理が可能になる。維持管理履歴データは毎年更新し、長寿命化計画見直し時に反映する。

■市内全域において同一の管理を実施

管理方針や管理方法（点検方法や点検サイクル、管理システム）を統一化することにより管理の効率化を図り、施設の安全性確保とコストの縮減に努める。

10. 費用縮減に関する具体的な取組方針

(1) 統合型地理情報システムの更なる利活用

公園施設長寿命化計画の成果を活用して都市公園台帳の情報を電子化し、統合型地理情報システムの更なる利活用を検討する。

システムを導入することにより、公園施設の効率的な維持管理を実現する。具体的には各公園施設の位置や修繕・更新履歴、点検結果等を一元管理することで、維持管理業務の省力化や効率化を図る。

表9 公園台帳管理システムの主な機能の例

項目	内容と導入による効果
①公園台帳管理	・都市公園台帳に記載する内容（公園の所在地、沿革、概要等）についての閲覧追記機能 ・公園施設や樹木の諸元（施設名称、数量、主要部材、健全度等）についてデータベースにて、 <u>一元管理するとともに</u> 、劣化・破損等の報告を受けた施設を確認できる
②日常保守	・職員による日常的な点検（巡視）の結果を管理する機能（植物や清掃の管理も含む） ・庁内での <u>情報共有が省力化・効率化</u> される
③法定点検	・各種法定点検の結果を管理する機能 ・ <u>過去データを参照したり、類似施設のデータが検索できたり、点検写真を確認できる</u>
④修繕・更新	・修繕・更新等の実施状況を管理する機能 ・ <u>修繕・更新等の履歴が把握できるとともに、公園施設の次の調査・計画立案が効率化</u> される

(2) 公園施設の再編・集約化

加東市の公園は供用開始してから40年以上経過した公園もある。都市公園を設置した当初より周辺環境の変化や利用者のニーズも変化してきていることが予想されることから、整備当初に想定していたストック効果を十分に発揮できていない場合がある。

また、人口減少や少子高齢化により限られた財源のなかで公園ストックを維持管理していく必要もあり、こうしたニーズの変化に対応していくためにも公園施設の再編・集約化を検討する。

(3) 導入にあたっての留意事項

各種費用縮減に向けた取組について公園施設の維持管理費縮減を図ることに加え、下記の点についても検討する必要がある。

① 上位計画との整合

加東市総合計画や加東市都市計画マスタープランなどの上位計画との整合も図ることで、公園緑地の維持管理のみの視点ではなく、まちづくりの視点も取り入れた取組とする必要がある。

② 利用ルールの柔軟化

ハード面の整備だけでなく、ソフト面の部分にも見直しを図ることで、施設整備費をかけることなく、利用者のニーズに対応していくことが必要である。

③ 官民連携の推進

従来の行政主体の維持管理ではなく、様々なステークホルダーと管理運営体制を構築することで、維持管理費の低減に努めるだけでなく、公園の価値を向上させる取組が必要である。